

富良野市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した富良野市及び地元特産品等のPRにより、富良野市への寄附を促進し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要なことを定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 次のいずれかに該当している法人、団体又は個人事業者（以下この号及び第5号において「法人等」という。）であること。
 - ア 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある法人等。ただし、第3条の要件に適合する商品を提供する場合は、市外の事業者も対象とする。
 - イ 市長が特に認めた法人等
- (2) 各種法令、条例等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (3) 市税等の滞納、未申告等がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした法人等であること。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令等や製造等の状況により判断することとする。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者、製造者の同意を得ていること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）

- (5) 食品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。また、食品の表示に係る関係法令を遵守し、食品の産地名を適正に表示すること。
- (6) 本市が求める場合に、返礼品のサンプル提供（原則として無償）、調査や現地での確認ができること。
- (7) キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 宿泊施設・役務の利用券等については、原則として利用可能範囲を本市域内及び指定の役務内容に限定する措置及び転売防止措置を講じること。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- (9) 物品との引換えに使える電子クーポン等の場合は、引換えが可能な物品が地場産品基準を満たすものであること。
- (10) 富良野市が契約するふるさと納税インターネットポータルサイト運営事業者（以下「運営事業者」という。）において商品の取扱いができること。
- (11) 富良野市が契約する寄付の受付及び返礼品の発注・配送管理等の業務の一部を担っている事業者（以下「中間事業者」という。）が指定する宅配業者により配送（富良野市と協議の結果、富良野市が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能な返礼品等であること。
- (12) 本市ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

（協力事業者の募集）

第4条 協力事業者の募集、登録申込みは、次の各号のとおりとする。

- (1) 協力事業者の募集は原則として随時行うこととする。ただし、応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当時間を要するため、富良野市及び中間事業者と協議の上、手続きを進めることとする。
- (2) 協力事業者の登録申込みをしようとする者は、「富良野市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書兼市税等の納付に関する同意書（様式1）」のほか、別表1に掲げる、提案する返礼品の地場産品基準に応じた添付書類に必要事項

を記入して市長に提出しなければならない。複数の返礼品をセットで提案する場合は、品物ごとに添付書類が必要となる。この場合において、中間事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途中間事業者提出することとする。

- (3) 各種様式については電子メール等により富良野市へ提出する。
- (4) 返礼品等の金額は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含め、送料を除いた価格とします。
- (5) 寄付金額は、返礼品の価格に3分の10を乗じて、1,000円単位に切り上げた額を原則として、富良野市が決定する。
- (6) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第2条第2号の規定（募集に要する経費が寄付金額の2分の1以内）を遵守するため、前5号の規定により算出した寄附金額より高く設定することができる。

(協力事業者の決定)

第5条 前条の登録申込みがあったときは、市長は、速やかに登録の可否を決定し、その結果を「富良野市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録（承認・不承認）決定通知書（様式3）」により申込みをした者に通知するものとする。

(協力事業者の取消し等)

第6条 市長は、協力事業者が第2条の要件に適合しなくなったと認められる場合、提供する返礼品等が第3条の要件に適合しなくなったと認められる場合又はその他市長がやむを得ないと認めた場合においては、協力事業者の登録及び返礼品等の提供を取り消し、「富良野市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・承認）取消通知書（様式4）」により協力事業者に通知するものとする。この場合において、富良野市、運営事業者及び中間事業者は、協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

(返礼品等の追加・変更)

第7条 協力事業者は、返礼品を変更・追加しようとするときは、市長に返礼品に関する資料について提出し、協議しなければならない。なお、返礼品に関する資料については、中間事業者へ提出する商品提案書等の書類を代わりとすることができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、富良野市個人情報保護条例（平成12年富良野市条例第2号）及び関係法令を遵守しなければならない。

(留意事項)

第9条 協力事業者は、次に掲げる事項に承諾するものとする。

- (1) 富良野市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイトへの商品掲載については、富良野市、運営事業者及び中間事業者の指示に従い必要な手続及び運用を行うこと。
- (2) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合又は富良野市、運営事業者及び中間事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努めること。この場合において、品質や発送間違い等による補償やクレーム対応については、富良野市は一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

地場産品基準		添付書類
1号	本市内において生産されたものであること。 ※米・野菜等の一次産品が該当する。	様式2-1
2号	本市内において返礼品の原材料の主要な（半分を一定程度以上上回る）部分が生産されたものであること。 ※本市内で生産された原材料を使用した加工品が該当する。	様式2-2
3号	本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の（半分を一定程度以上上回る）付加価値が生じているものであること。 ※本市内で実質的な変更を加える加工又は製造を行っているものが該当する。	様式2-3
3号 (熟成肉)	北海道内において生産された食肉を原材料として、本市内において熟成することにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているものであること。	様式2-3
3号 (精米)	北海道内において生産された玄米を原材料として、本市内において精白することにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているものであること。	様式2-3
3号ロ (企画立案)	本市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない行程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値（価格）の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの。	様式2-3及び価値（価格）の過半が本市内で生じていることに関する証明 (任意様式)
5号	本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴	様式2-4

	から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。	
6号	前各号に該当する主たる返礼品と、主たる返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、主たる返礼品の価値が、返礼品の価値全体の七割以上であること。 ※市内で製造したものの附帯品として、市外で製造したものをセットにして提供する場合は該当する。	別に定める
7号	本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。	様式2-5
7号の2 （宿泊）	本市内に所在する宿泊施設であって、北海道内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、北海道外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	様式2-5
7号の3イ 五万以下 （宿泊）	本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、「7号の2」に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人あたり五万円を超えないもの。	様式2-5
上記以外	末尾の「(参考) 地場産品基準」をご確認ください。	別に定める

※返礼品の審査にあたり、追加で資料を求めることができる。

(参考) 地場産品基準

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該行程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白

北海道内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものではない行程

当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの

- 四 返礼品を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類する者であって、形状、名称その他の特徴から本市のごくじの返礼品であることが明白なものであること。

- 六 前各号に該当する返礼品と当該返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。）

- 七の二 本市内に所在する宿泊施設であって、北海道においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、北海道外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

- 七の三 本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人あたり五万円を越えないもの

- ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して

一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品であること。

イ 本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの

ロ 北海道が北海道内の複数の市区町村（本市を含む。）と連携し、当該連携する市区町村において前各号のいずれかに該当するものを北海道及び当該市区町村の共通返礼品とするもの

ハ 北海道が北海道内の複数の市区町村（本市を含む。）において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。